共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

舞鶴市上下水道部発注に係る舞鶴市水道施設運転管理等業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「当該業務」という。）の履行。

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、その存続期間は業務の請負契約履行のときまでとする。ただし、当該業務の契約履行後３箇月を経過するまでの間は解散することができない。

２　前項の存続期間は、構成員全員の同意を得てこれを延長することができる。

３　当該業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該業務にかかる請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　　　　　　　　住　　所　　　　　　　　　名　　称

構成員（Ａ）

構成員（Ｂ）

　※構成員が3社以上の場合は、以下追加する。

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、当該業務の入札、契約の締結及び業務履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務額）

第８条　各構成員の当該業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　　　分担業務名　　　　　　　　　　　名　　称

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を　を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の配分）

第１２条　構成員は、その分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　本業務履行中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員相互間の責任分担）

第１４条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務履行途中における構成員の脱退に対する処置）

第１６条　構成員は、当企業体が当該業務を完了する日まで脱退することができない。

（業務履行途中における破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務履行途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

（代表者の変更）

第１７条の２　代表者が破産又は解散し、代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　他●社は、上記のとおり　　　　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し,各通に構成員全てが記名押印し、各自所持するものとする。

また、この協定書を別途１通作成し、舞鶴市上下水道部に提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※構成員が3社以上の場合、以下追加する。